介護予防 • 日常生活支援総合事業

介護予防に取り組みましょう

介護予防とは、「できる限り介護が必要にならないようにする」「もし介護が必要になっても、それ以上悪化させないようにする」ことです。いつまでも自分らしく自立して 生活するために、健康なうちから介護予防に取り組むことが大切です。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象に行う介護予防の事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つに分かれています。 一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。

介護予防・生活支援サービス事業

利用できるのは、

- ●要支援1・2の人
- ●介護予防・生活支援サービス事業対象者 (窓口に相談に来た人や要介護認定で非該当と判定された 人のうち、基本チェックリストを受けて生活機能の低下が みられた人)



- ※40歳以上65歳未満の人は、要支援1・2と認定された場合のみ介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。
- ※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後でも、要介護認定の申請をすることができます。

一般介護予防事業

利用できるのは、

●65歳以上のすべての人

※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリスト を受ける必要はありません。



●介護予防・日常生活支援総合事業のサービスや利用者負担は、市区町村ごとに異なります。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

介護サービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護に 相当するサービス

●食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理 などの生活援助

多様なサービス

●掃除・洗濯・ゴミ出しや布団干しなどの生活援助など



通所型サービス

介護サービス事業者による、これまでの介護予防通所介護に 相当するサービス

●食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

多様なサービス

- ●機能訓練、認知症予防、レクリエーション活動
- ●リハビリ専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービスなど



一般介護予防事業

●介護予防把握事業

閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。

●介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、 介護予防活動の重要性を周知します。

- ●地域介護予防活動支援事業 地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。
- ●地域リハビリテーション活動支援事業 介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防 活動にリハビリテーション専門職などが参加します。

